



かっぱ新聞

第 82 号

平成 30 年 6 月 吉日

平成 30 年度 4 月の介護保険改正内容を含め、弊社へのお問合せが多かった内容について Q&A としてお伝えします。なお、下記【通所介護】Q2、【訪問看護】Q1、Q2 については、「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1)」より抜粋しています。Q&A の詳細については以下ページを参照してください。

<平成 30 年度介護報酬改定について> 下部に介護報酬改定 Q&A があります。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html

【居宅介護支援】

Q1 退院退所加算の算定についてどのサービスコードを選ばいいか。

A1 カンファレンスの有無、連携回数に応じて下記のサービスコードを選択し 退院退所加算
てください。

(カンファレンスなし)連携 1 回 → 「I 1」、連携 2 回 → 「II 1」

(カンファレンスあり)連携 1 回 → 「I 2」、連携 2 回 → 「II 2」

連携 3 回 → 「III」

00-なし
00-なし
11-I 1
12-I 2
21-II 1
22-II 2
30-III

Q2 要支援の利用者の給付費請求書を作成した際に未入力エラー「総合事業サービスのみに対して介護予防支援費(46)が設定されています」が表示される。

A2 総合事業のみの利用者を請求する場合、「介護予防支援(46)」ではなく「介護予防マネジメント(AF)」のサービスコードで請求する必要があります。総合事業のみ利用される場合は、「提供票実績入力」画面の「請求情報タブ」にて「介護予防マネジメント(AF)」にチェックを入れてください。また、AFに独自コードを利用する市町村の場合は、任意設定にチェックを入れて該当するサービスコードを選択する必要があります。

介護予防ケアマネジメント (総合事業)

利用票(介護保険) 別表(介護保険) 利用票(総合事業) 別表(総合事業) 請求情報

請求区分 請求なし 居宅介護支援(43) 介護予防支援(46) 予防ケアマネジメント(AF)

任意設定

1001-介護予防ケアマネジメントA
1002-介護予防ケアマネジメントA・初回
1003-介護予防ケアマネジメントA・連携
1004-介護予防ケアマネジメントA・初回
1101-介護予防ケアマネジメントC
1102-介護予防ケアマネジメントC・初回

※毎月利用状況に変更がなく今後も請求区分が変わらない場合、利用者台帳の「拡張情報 2」の請求区分にて既定値として設定することが可能です。

【訪問介護】

Q1 同建減算 1、同建減算 2 の違いは？

A1 (同建減算 1)訪問介護事業所と同一敷地内の建物に居住している利用者または、訪問介護事業所とは別場所でも、同一の建物に居住している利用者が 20 人以上いる場合、対象者に対し 10%減算。

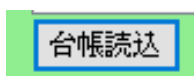
(同建減算 2)訪問介護事業所と同一の建物に居住している利用者が 50 人以上の場合に 15%減算。

Q2 同建減算にチェックを入れても単位数が変わらない。

A2 給付管理上の単位は減算されません。訪問介護事業所の請求の際、該当の割合で合計単位数から減算されます。

Q3 サービス入力の際、その都度、同建減算のチェックを入れないといけないか。

A3 介五郎では「提供票予定入力」または、「提供票実績入力」画面の「台帳読込」ボタンから一括設定を行うことができます。



拡大

下記の内容で明細の一括設定を行います。

- なし
- 同建減算 1
- 同建減算 2

※対象サービスは 11,12,13,14,82,83,84,71の基本サービスのみ

一括設定

【通所介護】

Q1	予定を作成し登録する際に「誤ったサービスが登録されています」「誤った単位が登録されています」の警告メッセージが出る。
A1	改正前の予定を改正後の予定に複写した際に表示されます。改正後サービス提供時間の区分が変わっているためサービス名の変更がないか確認してください。異なる場合はサービス名を選びなおしてください。また、同じサービス名でもサービス単位が異なる場合がありますので、「単位数読込」のボタンをクリックして改正後の単位数に読込なおしてください。
Q2	ADL 維持等加算について、評価対象利用期間は指定通所介護事業所を連続して 6 月以上利用した期間とされているが、①「連続して利用」とは月 1 度以上利用していることを指すのか。②「連続して 6 月以上利用」は評価対象期間内である必要があるか。③6 月より多く連続して利用している場合、すべての月を評価対象利用期間とするのか。
A2	①その通り②その通り。評価対象利用期間は、評価対象期間の一部であることを想定している。つまり、その最初の月から最後の月まで評価対象期間に含まれている必要がある。③連続しているすべての月ではなく、その中に最初の月が最も早い 6 月の期間を評価対象利用期間とする。例えば 2 月から 11 月まで連続利用がある場合は、2 月から 11 月までではなく、2 月から 7 月までを評価対象利用期間とする。

【訪問看護】

Q1	理学療法士等による訪問看護について、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成することが示されたが、具体的にはどう作成すればよいのか。
A1	当該訪問看護ステーションの看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が利用者等の情報を共有した上で、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 30 日老企 55 号)に示す様式に準じて提供したサービス等の内容を含めて作成することとしており、これにより適切な訪問看護サービスが行われるよう連携を推進する必要がある。ただし、当該様式に準じたうえで、看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等で異なる様式により作成することは差し支えないが、この場合であっても他の職種により記載された様式の内容を踏まえ作成する必要がある。
Q2	理学療法士等による訪問看護について、「計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うこと。」とされたが、看護職員による訪問についてどのように考えればよいか。
A2	訪問看護サービスの「利用開始時」については、利用者の心身の状態等を評価する観点から、初回の訪問は理学療法士等の所属する訪問看護事業所の看護職員が行うことを原則とする。また、「定期的な看護職員による訪問」については、訪問看護指示書の有効期間が6月以内であることを踏まえ、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は当該事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うものとする。なお、当該事業所の看護職員による訪問については、必ずしもケアプランに位置づけ訪問看護費の算定までを求めるものではないが、訪問看護費を算定しない場合には、訪問日、訪問内容等を記録すること。

【福祉用具貸与】

Q1	計画書において、選定提案する福祉用具を含む様式が表示されない。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>サービス提供</p> <p>訪問介護計画書様式 <input type="text" value="1-新様式"/></p> <p><input type="checkbox"/> 特定事業所加算項目を設ける</p> <p>通所介護計画書様式 <input type="text" value="1-平成27年度版"/></p> <p>通所リハ計画書様式 <input type="text" value="1-平成27年度版"/></p> <p>福祉用具計画書様式 <input type="text" value="1-ふくせん平成30年4月版"/></p> <p>選定提案取得機能 <input type="text" value="3-提供票より取得"/></p> </div>
A1	「システム設定」にて「ふくせん平成 30 年 4 月版」を選択してください。その際、選定提案取得機能を選択することで、提供票等に入力した内容より取得することが可能です。	



介護職員処遇改善実績報告書の提出期限が近づいています!!

実績報告書については、事業年度ごとに集計を行い、毎年 7 月末までに提出が必要です。

期限までに実績報告書の提出がない場合は、加算の返還につながる可能性もありますのでお早めにご準備下さい。なお、弊社では「処遇改善実績報告書作成代行サービス」も提供しております。

ご興味のある方は 6 月末までに下記までご相談下さい。

社会保険労務士法人インフォ・テック TEL:06-6975-3403 / FAX:06-6975-5656



情報システム部 藤長 晃一 はじめまして、昨年末にサポート担当として入社しました藤長と申します。鳥をはじめとした動物が大好きで、休日には動物のテーマパークやカフェに足を運んだりしています。また、スーパー銭湯でまったりするのもお気に入りです。今月で早や半年になりますが、お客様のお問い合わせにより的確にお答えしていけるよう、日々精進してまいりますので、よろしく願いいたします。